

# 一般社団法人 鳥取県労働基準協会

目的

一般社団法人鳥取県労働基準協会は、会員相互の連絡協調のもと関係行政機関等との連携のうえ、労働基準法、労働安全衛生法などの関係法令の啓発に努めるとともに、労務管理の改善、労働災害防止のための活動を展開することによって、労働者の福祉の向上をはかり、あわせて労働生産性の向上と健全な産業の興隆に寄与することを目的としています。



沿革

- (1) 昭和22年12月1日鳥取労働基準法普及会として設立
- (2) 昭和26年4月1日鳥取県労働基準協会に改名
- (3) 昭和35年4月1日鳥取県労働基準協会連合会と組織改正し、東部・中部・西部に地区労働基準協会を独立の団体として設立
- (4) 昭和48年6月25日公益法人認可をうけ、社団法人鳥取県労働基準協会連合会を設立
- (5) 平成10年3月10日定款の変更認可を受け、社団法人鳥取県労働基準協会と改組し、各地区労働基準協会は、それぞれ東部、中部、西部支部となつた
- (6) 平成25年4月1日公益法人改革に伴い、一般社団法人鳥取県労働基準協会に改組

会員

## 労働基準協会の事業内容

県内の事業場のうち、約1,400事業場に会員として加入いただいています。

### 技能講習の実施

労働安全衛生法に基づく鳥取労働局の登録教習機関として、玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習、フォークリフト運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習、石綿作業主任者技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、プレス機械作業主任者技能講習、乾燥設備作業主任者技能講習の11種類を実施しています。

### 特別教育等の実施

労働安全衛生法に基づき、事業者の実施が義務付けられている一定の危険有害業務に従事する労働者への特別教育を、事業者の委託を受けて実施しています。同様に実施が義務付けられている職長教育も実施しています。

また、法令で受講が要請されている安全管理者選任時研修、法定要件を具备するための安全衛生推進者等養成講習、通達で研修が要請されている、労働災害を防止するための業務に従事する者に対する能力向上教育等を実施しています。

### 免許試験準備講習・その他の講習、研修の実施

衛生管理者免許試験準備講習を行うほか、メンタルヘルス対策の推進、労働時間・賃金制度改善等の労務管理研修、安全管理担当者、衛生管理担当者等のレベルアップを目的とした講習等を実施しています。

### 特別教育の種類

- ・5トン未満のクレーンの運転
- ・自由研削用といしの取替え等業務
- ・酸素欠乏等危険作業
- ・足場の組立て等業務
- ・アーク溶接業務
- ・特定粉じん作業
- ・低電圧取扱作業

等々

### 会員事業場の産業安全・労働衛生活動、労務管理改善の支援等

安全衛生優良事業場の表彰、無事故永年勤続者の表彰、安全衛生管理優良事業場の見学会、安全、衛生関係用品の斡旋、各種安全衛生関係図書等の斡旋、労務管理に関する各種情報の提供、行政機関の各種助成制度等の周知、各種手続き関係への助言等の会員への支援を行っています。



### その他

県内各種災害防止団体等と共に主催者として毎年「鳥取県産業安全衛生大会」を開催しています。  
また、会報「鳥取労働基準」を奇数月に発行し、各会員へ送付しています。  
そのほか、中央労働災害防止協会の会員として、当協会の会員宛サービスの中継ぎなどを行っています。



技能講習  
ご案内



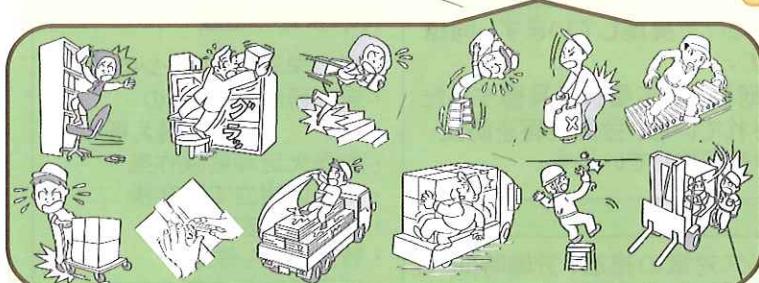
就業規則

最低賃金

賃金計算方法

労働者採用の際の留意点

### 不安全行動に注意して労働災害を防止しましょう



労働時間制度

年次有給休暇

休日

労務管理全般



鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>



安全衛生委員会

協会支部が  
実施する  
セミナー等

### 鳥取県労働基準協会の会員特典などのご紹介

当協会の会員になつていただいている皆様には、

1 会報「鳥取労働基準」を奇数月に発行し、お届けしています。この会報には、労働行政の各種情報、会員事業場の活動のご紹介、当協会の事業のお知らせなどを掲載しています。

2 会報の送付に併せて、各種の有益な情報、関係機関のお知らせ、などを送付しています。

3 当協会が実施する、労働安全衛生法に基づく「特別教育」や、厚生労働省の通達で推奨されている「教育」、「その他の講習」や、業務の参考としていただく各種セミナー等が会員向けの受講料でご参加いただけます。一般向けの受講料より2,000円程度割安となっています。(技能講習、安全衛生推進者養成講習、衛生管理者試験準備講習等は除きます。)



当協会の会費は各事業場の労働者数により定めています。

・各事業場の具体的な年会費の額は下部に記載した各支部へお尋ねください。また、加入のお申込も、同じく各支部へご連絡ください。



作業主任者



衛生推進者

安全衛生管理

給与支払  
5原則

免許制度

安全衛生推進者

健康診断



退職  
と解雇



### 一般社団法人 鳥取県労働基準協会

〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地

電話 0857(52)7300 ファックス 0857(52)7311

〒689-1112 東部支部  
鳥取市若葉台南1丁目17  
電話 0857(52)5060  
ファックス 0857(52)5061

〒682-0811 中部支部  
倉吉市上灘町115-1 河崎組3F  
電話 0858(22)9054  
ファックス 0858(22)9054

〒683-0067 西部支部  
米子市東町11 メゾン東町ビル2F  
電話 0859(34)5876  
ファックス 0859(34)6877